

飲料水16項目

飲料水13項目に水道配管等に由来した物質が追加された項目です
建築物衛生法^{*}に該当する施設では6ヶ月ごとに1回の検査が義務付けられています

^{*}建築物における衛生的環境の確保に関する法律

一般財団法人北里環境科学センター

項目	項目の説明	基準
1 一般細菌	健康 ^{※1}	細菌 1mLの検水で形成される集落数が100以下 検出されないこと
2 大腸菌		
3 鉛及びその化合物		金属 鉛の量に関して、0.01mg/L以下
4 亜硝酸態窒素		非金属 0.04mg/L以下 10mg/L以下
5 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
6 亜鉛及びその化合物	生活 ^{※2}	金属 亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下 鉄の量に関して、0.3mg/L以下 銅の量に関して、1.0mg/L以下
7 鉄及びその化合物		
8 銅及びその化合物		
9 塩化物イオン		非金属 200mg/L以下
10 蒸発残留物		一般性状 (水道水が有すべき性状) 500mg/L以下 3mg/L以下 5.8以上8.6以下 異常でないこと 異常でないこと 5度以下 2度以下
11 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
12 pH値		
13 味		
14 臭気		
15 色度		
16 濁度		

※1：人の健康に関連する項目

※2：味、におい、色、泡立ちなど、生活上の不具合及び水道施設への影響に関連する項目